

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月17日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第22号

### 寒川町審議会等の委員の公募に関する規則の一部を改正する規則

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則(平成19年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「者は、」の次に「公募委員に選任される日において、」を加え、同項第1号中「応募時に」を削り、同項第2号中「、公募委員に選任される日において」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公募委員に選任された者が、自己の都合により当該公募委員の職を辞したときは、当該職を辞した公募委員の残任期間中に選任される公募委員に応募することができない。ただし、公募委員の職を辞するにあたり、次に掲げる理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 公募委員が疾病その他の理由により、長期にわたり治療を要することとなったとき。
- (2) 公募委員の家族の介護、看病等が長期にわたり必要となったとき。
- (3) その他町長が特別の事情があると認めたとき。

別記様式を次のように改める。

年 月 日

公募委員応募申込書

(宛先)寒川町長

氏 名

以下のとおり、町の審議会等の公募委員に応募します。

住 所			
連 絡 先			
職 業		生年月日	年 月 日
寒川町との関わり	在住・在勤・在学	性 別	男 ・ 女
審議会等の名称			
自己アピール			
住民活動の経験			
応募の動機			
公募委員の経験がある場合は、その名称と任期	名称	任期	
応募資格 (選任日時点)	<input type="checkbox"/> 寒川町自治基本条例第3条第1号に規定する町民として1年以上経過している満20歳以上である。 <input type="checkbox"/> 寒川町の他の審議会等の委員に選任されていない。 <input type="checkbox"/> 寒川町を含む行政機関の職員でない。 ※全てに当てはまらなければ、応募はできません。		

※ 記入スペースが足りない場合には、別紙(様式は問いません。)に記入し、添付してください。

※ 個人情報の取扱いについて

公募委員の応募、選定等に関し、本申込書に記載した個人情報その他公募委員の応募、選定等に必要の情報について、町長が利用することに同意します。

署名 \_\_\_\_\_

## 附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行し、同日以降に選任する公募委員について、適用する。